
*
* 令和 6 年度 第 9 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和6年度 第9回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和6年12月10日 午後 3時30分 招集
2. 令和6年12月10日 午後 3時29分 開会
3. 令和6年12月10日 午後 4時42分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	清 水 健 治	出	1 1	中 曾 浩 徳	出	1	山 川 光 男	出
2	三 村 憲 市	〃	1 2	藤 本 久 也	〃	2	西 村 匡 弘	〃
3	福 武 政 夫	〃	1 3	惣 田 敏 郎	〃	3	小見山 力信	〃
4	前 崎 輝 之	〃	1 4	田 平 太 郎	〃	4	河 原 里 美	〃
5	渡 邊 佳 明	〃	1 5	伊 達千鶴子	〃	5	平 松 弘	〃
6	小 野 貫 治	〃	1 6	綱 島 謙 一	〃	6	山 元 憲 民	〃
7	小 物 博 子	〃	1 7	瀬戸川伸 行	〃	7	野 村 幸 市	〃
8	小 野 昌 道	〃	1 8	土 岐 康 夫	〃			
9	佐 藤 俊 二	〃	1 9	小 西 雅 己	〃			
10	佐々木祥 夫	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長 書記	中 藤 宏 和 藤代 晋太郎				

7		本日の会議に付した議題とその結果			
		議案番号	件 名	結 果	
		第39号	農地法第3条の規定による許可申請について	9件	許 可
		第40号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件	許 可
		第41号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による		
			農用地利用集積計画の決定について	13件	決 定
		報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について		
8		署 名 委 員			
			2番	三 村 憲 市	
			3番	福 武 政 夫	
9		議 事 の 内 容			
		令和6年度 第9回高梁市農業委員会総会会議録			
		令和6年12月10日（火） 高梁市役所 3階大会議室			

議 長	それでは、本日の出席委員は、農業委員 19 名、推進委員 7 名です。過半数の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和 6 年度第 9 回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。2 番三村委員と 3 番福武委員を指名いたします。 それでは、議事に入ります。「第 39 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。57 番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第 39 号 57 番朗読説明 － 57 番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田 1 筆 1, 284 m²です。譲受人の通作距離は、5.2 km 以内、耕作面積は 807 m²、家族 1 人中耕作人は 1 人、対価は 10 アール当り 45 万円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、12 月 4 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、5 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
藤本委員	申請農地は耕作中で綺麗にされていました。問題ないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。57 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、57 番については許可とすることに決定しました。
	次に、58 番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第 39 号 58 番朗読説明 － 58 番は、譲受人が、譲渡人から 増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田 1 筆 1, 950 m²です。譲受人の通作距離は、300 m 以内、耕作面積は 4, 449 m²、家族 3 人中耕作人は 3 人、対価は 10 アール当り 20 万 5 千円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、12 月 4 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、6 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
伊達委員	現地は綺麗にされていて、譲受人の方も意欲的な方でした。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。58 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、58 番については許可とすることに決定しました。

中藤局長	次に、５９番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第３９号５９番朗読説明 － ５９番は、譲受人が、譲渡人から、空き家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑２筆２２７㎡です。譲受人の通作距離は、２０ｍ以内、耕作面積は０㎡、営農計画書を提出していただいております。家族２人中耕作人は１人、対価は１０アール当り９３万５千円です。この案件につきましては、先ほど説明しましたように空き家バンク利用によるものであり、取得する空き家の住所は備考欄に示している住所であり、通作距離はそこから算出しております。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、１２月６日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、７ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 小見山委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 対象農地は譲受人の方が取得される空き家のすぐ隣で防草シートを張っている状態でした。家庭菜園的に使うことができると思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。５９番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、５９番については許可とすることに決定しました。
中藤局長	次に、６０番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第３９号６０番朗読説明 －
中藤局長	６０番は、譲受人が、譲渡人から、空き家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑１筆５１４㎡です。譲受人の通作距離は、５ｍ以内、耕作面積は０㎡、営農計画書を提出していただいております。家族２人中耕作人は１人、対価は１０アール当り３万８千円です。この案件につきましては、先ほど説明しましたように空き家バンク利用によるものであり、取得する空き家の住所は備考欄に示している住所であり、通作距離はそこから算出しております。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、１２月５日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、８ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
綱島委員	現地は草刈りをされていて、すぐに耕作できる状態になっていました。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。６０番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）

議 長	挙手全員ですので、６０番については許可とすることに決定しました。 次に、６１番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第３９号６１番朗読説明 － ６１番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑１筆６２９㎡です。譲受人の通作距離は、２０ｍ以内、耕作面積は０㎡、営農計画書を提出していただいております。家族１人中耕作人は１人、対価は無償です。この案件につきましては、譲渡人が耕作困難となったため、地元の知り合いである譲受人と協議して、無償で譲渡することになったものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、１２月３日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、９ページに添付しておりますので、ご覧ください。
中藤局長	
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
山川委員	現地は住宅地に近い農地で荒れている状態でした。譲受人の方に新たに耕作していただけるとありがたいと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。６１番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、６１番については許可とすることに決定しました。
中藤局長	次に、６２番について事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第３９号６２番朗読説明 －
	６２番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑２筆１１９㎡です。譲受人の通作距離は、１００ｍ以内、耕作面積は１１４㎡、家族３人中耕作人は３人、対価は無償です。この案件につきましては、相続で農地を取得した譲渡人が管理できないため、農地の隣地に居住する譲受人と交渉して無償で譲渡することになったものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、１２月４日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、１０ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
小野貫治委員	すぐ耕作できる綺麗な状態でした。特に問題ないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。６２番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、６２番については許可とすることに決定しました。
	次に、６３番について事務局から説明をお願いします。

中藤局長	
	－ 議案第３９号６３番朗読説明 － ６３番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田１筆２，３５０㎡です。譲受人の通作距離は、３５０ｍ以内、耕作面積は５，１５４㎡、家族３人中耕作人は２人、対価は１０アール当り４万３千円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、１２月４日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、１１ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
藤本委員	現地は譲渡人の方が耕作されていて、問題ない状態でした。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。６３番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、６３番については許可とすることに決定しました。
議 長	次に、６４番について事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第３９号６４番朗読説明 －
中藤局長	６４番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑１筆５６９㎡です。譲受人の通作距離は、６．５ｋｍ以内、耕作面積は２４，６１２㎡、家族２人中耕作人は１人、対価は１０アール当り１０万円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、１２月６日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、１２ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
三村委員	以前にも同じ譲渡人と譲受人の案件があり、農地も隣地であるため、一体的に耕作されると思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。６４番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、６４番については許可とすることに決定しました。
議 長	次に、６５番について事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第３９号６５番朗読説明 －
中藤局長	６５番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田については、４筆６，４７６㎡です。畑については、６筆３，７９４㎡であり、合計１０筆で１０，２７０㎡です。譲受人の通作距離は、２ｋｍ以内、耕作面積は１８，３４２㎡、家族２人中耕作人は２人、対価は無償です。この案件につきましては、親子間の贈与です。これらのこと

議 長 藤本委員 議 長 議 長 議 長	から、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、12月4日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、13ページから16ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 この案件は親子間の贈与であり、現地も十分管理されている状態でした。問題ないと思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
中藤局長	なしとの声がありました。65番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、65番については許可とすることに決定しました。 次に、「議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。26番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第40号26番朗読説明 － 26番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設及び資材置場用地に転用するものです。申請農地は、田1筆1,329㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地の10アール当りの価格は45万円です。施設の概要としては、太陽光パネル158枚、発電量は49.50kwと資材置場520㎡であり、資金については、自己資金830万円です。なお、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当がありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、河川保全区域内の工作物の新設になるため、河川法第55条が該当しますが、許可書の写しの提出を求め、許可済であることを確認しております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件につきましては、12月6日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、17ページから18ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 三村委員 議 長 議 長 議 長 藤代書記	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 申請農地は休耕中でしたが、草刈はされていきました。隣は既に太陽光発電施設で転用されており、周囲に影響はないと思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。26番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、26番については許可とすることに決定しました。 続きまして、「議案第41号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局、1番から13番について説明をお願いします。 それでは、3ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。公告日は令和6年12月20日、利用権の設定を受ける者は13名、利用権の設定をする者は12名、利用権

議 長 渡邊委員 藤代書記 瀬戸川委員 中藤局長 前崎委員 中藤局長 議 長 議 長 議 長 藤代書記 議 長 議 長	の設定をする件数は１３件、利用権設定面積は２８，５９８㎡となっています。各筆明細について説明いたします。 － 議案書にもとづいて、１番から１３番の個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 － それでは、１番から１３番について発言をお願いします。 賃借期間について短いものがあるが、何か理由はありますか。 短期間での契約を繰り返しされており、貸付人の意向でそのような状態になっていると思われます。 物納の案件が多いですが、来年度からは物納でのやりとりはできなくなるので、困るのではないのでしょうか。 中間管理機構が物納の取り扱いをしなくなるので、金銭でのやりとりしかできなくなり、物納での契約をされている方にはご不便をかけるようになります。 利用権設定の最終締め切りである、２月２０までなら物納でも大丈夫なののでしょうか。 問題ありません。 他に発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。１番から１３番について採決を採ります。１番から１３番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、１番から１３番については決定しました。 次に、「報告事項 農地法第１８条第６項の規定による通知について」を事務局から説明をお願いします。 － 議案書にもとづいて、通知の内容を朗読説明 － 説明が終わりましたが、発言をお願いします。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。 以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第９回総会を閉会します。
---	---

令和6年12月10日

会 長 土 岐 康 夫

2 番 三 村 憲 市

3 番 福 武 政 夫